

事 務 連 絡
平成22年11月15日

内閣府食品安全委員会事務局評価課 御中

厚生労働省医薬食品局
食品安全部基準審査課

食品健康影響評価に係る補足資料の準備状況
及び関連情報の提供について（回答）

貴課より平成22年10月20日付け事務連絡にて、「平成21年8月25日付け府食第812号及び平成21年9月4日付け府食第858号において依頼している補足資料の提出期限は本年8月末となっておりますところ、未だに提出されていない資料について、その理由及び今後の対応方針について回答願います」との連絡をいただいたところですが、当課としては、平成21年8月25日付け府食第812号及び平成21年9月4日付け府食第858号において、速やかに提出するよう求められた1～3の資料については、本年8月末までに提出させていただいたところです。

一方、その他の資料については、平成21年8月25日付け府食第812号別添中において、「3～9については1による関係資料の収集の結果、有益なデータ等が得られなかった場合に限る」とされていることから、食品安全委員会における議論の進捗状況を踏まえ対応することとしているところです。

また、あわせて情報提供依頼をいただいている①については、本年6月に貴課に報告した、食用油及び食用油を原料に使用した加工食品（以下「食用油等」という。）中のグリシドール脂肪酸エステル含有量及び食用油等の摂取量、並びに現在行われているグリシドール脂肪酸エステルの評価結果を踏まえ対応することとしています。

②については、乳幼児用調製粉乳を製造する者を介し、世界的な乳幼児用粉乳の製造状況を確認したところ、CODEX 委員会の「乳児及び年少幼児用調製粉乳の衛生的取扱い規範（CAC/RCP66-2008）」において、一般的な製法が示

されており、世界的に同様の製法が用いられているとの報告を受けているところ
です。

なお、厚生労働省において実施した、乳幼児用調製粉乳中のグリシドール脂
肪酸エステル含有量調査は、同製品中から直接グリシドール脂肪酸エステルを
検出したものであるのに対し、ドイツ **BfR** が公表した乳幼児用調製粉乳から
のグリシドール暴露量は、パーム油をベースとした食用油中のグリシドール脂
肪酸エステル含有量を用いて、乳幼児用調製粉乳中の油脂含有量から推計した
ものであることを申し添えます。